

舟橋村告示第 34 号

舟橋村自主防災組織資機材整備事業交付金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村自主防災組織資機材整備事業交付金交付要綱の一部を改正する告示

舟橋村自主防災組織資機材整備事業交付金交付要綱(平成 24 年舟橋村告示第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 号を加える。

(7) その他村長が防災資機材に該当すると認めるもの

第 6 条各号列記以外の部分中「者」を「自主防災組織（以下「申請者」という。）」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

第 8 条を第 11 条とする。

第 7 条各号列記以外の部分中「補助対象者は、」を「前条に規定する交付金交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに」に、「（様式第 4 号）」を「（様式第 5 号）」に改め、同条第 1 号中「事業収支精算書（様式第 5 号）」を「事業収支決算書（様式第 6 号）」に改め、同条に次の 3 号を加える。

(2) 請求書又は領収書の写し

(3) 整備資機材の写真

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

第 7 条を第 8 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(交付金の額の確定)

第 9 条 村長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金の額を確定し、自主防災組織資機材整備事業交付金確定通知書（第 7 号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付金の返還)

第 10 条 村長は、交付決定者がこの要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段により交付金の交付を受けたときは、当該交付金の全部又は一部を返還させることができる。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自主防災組織資機材整備事業交付金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

様式第1の様式を次のように改める。

自主防災組織資機材整備事業交付金交付申請書

[別紙参照]

様式第1を様式第1号とする。

様式第2の様式を次のように改める。

事業計画書

[別紙参照]

様式第2を様式第2号とする。

様式第5を次のように改める。

様式第5(第8条関係)

事業収支決算書

[別紙参照]

様式第5を様式第6号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第7号(第9条関係)

自主防災組織資機材整備事業交付金確定通知書

[別紙参照]

様式第4を次のように改める。

様式第4(第8条関係)

自主防災組織資機材整備事業実績報告書

[別紙参照]

様式第4を様式第5号とする。

様式第3の様式を次のように改める。

事業収支予算書

[別紙参照]

様式第3を様式第3号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第4号(第7条関係)

自主防災組織資機材整備事業交付金交付決定通知書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。